

Title	能登畠山氏の権力編成と遊佐氏
Author	川名, 俊
Citation	市大日本史. 24 卷, p.25-44.
Issue Date	2021-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

能登畠山氏の権力編成と遊佐氏

川名 俊

はじめに

一五世紀後半以降、特に応仁・文明の乱以降の守護家においては、守護代クラスの有力被官と守護との抗争が頻発する。その展開は地域によって多様であるが、一六世紀前半までの地域権力は守護や守護代の系譜を引くことがほとんどである。^①

全国的に共通して見られるこの現象について、川岡勉氏は、室町幕府―守護体制の変質にともない、守護家では守護代クラスの宿老層が自立性を高め、守護家当主やその権威を背景に台頭した勢力と対立を深めて争うという構造があったという。^②川岡氏に対して批判的な立場を取る黒田基樹氏も、一五世紀半ばの扇谷上杉氏と家宰太田氏との抗争を、幕府―守護体制の変質にともなう、守護大名の「家」構造の變化としてとらえる。^③

以上から、一六世紀前半までの地域権力の成立に守護家内部の抗争が深くかかわっているという見解はおおむね共通していると言えるだろう。一方で、一六世紀後半の地域権力については、これを守護権力と見る議論は低調である。川岡氏は守護のもっていた国成敗権が継承されたものとし、矢田俊文氏は守護の下に自立的な「戦国領主」が連

合する構造であったとするが、これらを守護権力とみなすことには批判が多い。たとえ守護職を有していたとしても、実態としては守護とは異なるとする見解が多い。^④

確かに一六世紀後半には新たな勢力が台頭し、多くの守護家が衰退していくため、守護権力との連続性を強調するだけでは、その後の統一政権の成立までの展望が見えづらい。しかし、こうした新たな地域権力の多くが守護家と無関係に成立したわけではない。また戦国期の守護権力は決して旧態依然としていたわけではなく、分国の状況に依じて変革をおこない、支配を強化したことが知られる。^⑤

では、戦国期に守護権力が自己変革を行ったにも関わらず、多くの守護家が衰退し新たな地域権力が台頭した要因は何にあったのであろうか。これについて、守護権力の視点から十分な説明がなされてきたとは言い難い。改めて戦国期の守護家を軸に室町期以来の秩序の解体から新たな秩序の形成までの過程を論じること、守護家の衰退の背景を明らかにする必要があるだろう。

本稿では特に権力編成、すなわち権力の構成員(家臣)に注目したい。守護家・非守護家にかかわらず、戦国期の地域権力において意思決定や文書発給に携わる家臣の存在は普遍的に見られ、その性格(出

自や基盤、地位など)が権力の特質を知る上での指標となると考えるからである。

川岡氏は、戦国期には分国支配の実権が在地に密着した勢力が掌握する傾向が強まるが、守護職を特定の家が体現する構造は容易に破壊されない^⑧。しかし、ここでは旧来の枠組みが維持されたことよりも、守護権力が変質していくなかで在地に密着した勢力が台頭するという動きが重要ではないだろうか。

これについて重要な指摘をしているのが矢田俊文氏である。矢田氏は戦国期には守護家・守護代家の奉書署判者に独自に判物を発給するような領主(戦国領主)が加わるという状況が普遍的に見られることを示した^⑨。すなわち、守護から一定の自立性を保つような分国内の有力領主が、守護権力の構成員となるという動きが見られるわけである。

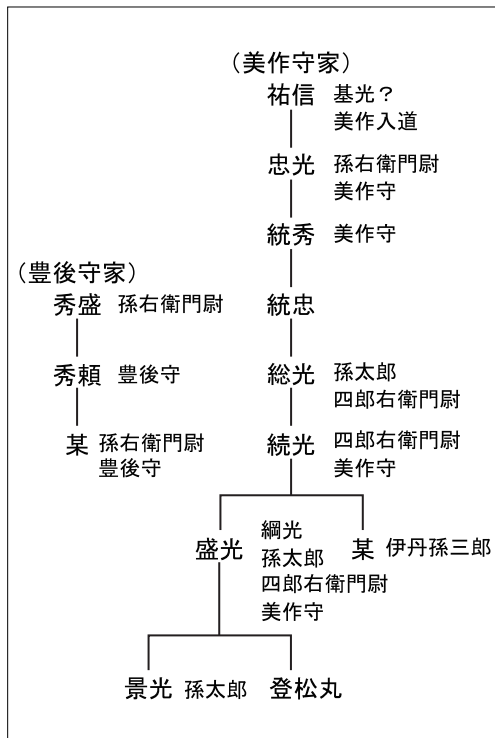
室町期の守護権力の主要な構成員が一族や中小領主を中心とする南北朝期以来の譜代家臣であることを踏まえれば、このことは守護権力にとって重要な画期であったといえる。しかし、彼らが権力内で台頭した背景や、それが及ぼした影響については十分に検討されていると言いはない。このことは領主層を権力基盤とする戦国期の地域権力の構造とも密接に関係する問題でもあり、新たな地域権力の形成過程を明らかにする上でも重要な課題であると考えられる。そのためには長いスパンで守護の権力編成の変化を検討することが必要であろう。

能登畠山氏は、応永一五年(一四〇八)に兄満家に家督を譲った畠山満慶とその子孫が能登一國守護を世襲した家である。一六世紀後半には当主と家臣の対立で内乱が相次ぎ、最終的に家臣団が実権を握るが、天正五年(一五七七)の滅亡まで一國支配権を維持しており、室町期から戦国期の守護家の変遷を検討する上で恰好の素材である。特

に本稿で取り上げる遊佐氏は、初代畠山満慶によって守護代として任用され、畠山氏滅亡まで権力中枢にあった随一の重臣である。遊佐氏を単体で取り上げた研究はないが、各時期の政治動向の中では必ず言及されている^⑩。大きくは一五世紀前半の遊佐祐信・忠光の時期、一五世紀後半の遊佐統秀の時期、一六世紀前半の遊佐秀盛・秀頼の時期、一六世紀後半の遊佐統光・盛光の時期に分けられる。遊佐祐信・忠光は畠山満慶・義忠の守護代として在国し、在京する守護の命を遵行した。遊佐統秀は畠山義統の在国統治を支え、義統死後の家督抗争に大いに関与した。遊佐秀盛・秀頼は最盛期を築いた畠山義総の治世下において守護代として活躍した。遊佐統光・盛光は奥能登の珠洲郡を基盤とする有力領主であると同時に畠山七人衆などの重臣の一人として守護を圧倒して権勢を振るった。

このように遊佐氏は一五世紀初頭以降守護代として活動し、戦国期には畠山氏とたびたび緊張関係におちいりながらも、自立することも没落することもなく、常に権力内で重要なポジションにあった。長いスパンで畠山氏権力の展開を論じる上では欠かせない存在である。しかし、権力内の位置づけについては、漠然と「守護代」「重臣」といった曖昧な捉え方をされてきたきらいがある。守護の在国による役割の変化や、一六世紀前半の遊佐氏庶流の権力内での台頭、一六世紀半ばに畠山氏権力を代表するようになる七人衆の一人に名を連ねていることをどう位置づけるかが課題である。三点目については一六世紀後半を中心に畠山氏権力の展開について論じた旧稿の中で言及し、遊佐氏が他の七人衆構成員と並ぶ有力領主層であることを指摘したが、守護代の家柄であることの意味あいについては全く触れなかった^⑪。

以上から、本稿では戦国期を中心に守護代かつ有力領主である遊佐



能登遊佐氏略系図

氏の動向を検討し、畠山氏権力内での位置づけやその特徴について分析することを通して、戦国期における守護の権力編成とその画期について考察する。

1 能登守護代遊佐氏の活動

(1) 室町期における遊佐氏の活動

遊佐氏は出羽国飽海郡遊佐郷がルーツとされる氏族で、南北朝期に畠山氏によって登用され、分国である河内・紀伊・越中の守護代を歴任する畠山氏随一の被官となった。能登守護代の遊佐氏は孫太郎、孫右衛門尉（のち四郎右衛門尉）、美作守を名乗った。

能登遊佐氏の祖にあたる遊佐祐信は、畠山基国の山城国守護在任期（二四〇二～〇三）の山城国守護代、畠山満家初期の大和国宇智郡守護代をとめており、能登畠山家成立の二年後の応永一七年（一四一〇）

から能登守護代として活動を開始する。発給文書からは「祐信」の名しか知られないが、明德三年（一三九二）の「相国寺供養記」に見える「遊佐孫太郎基光」と同一人物の可能性が高いとされる。それまで能登守護代は神保氏であったが、満慶が山城国・宇智郡の守護代を歴任した祐信の手腕を見込み、兄満家に頼んで抜擢したのでろう。

次ページの表は遊佐氏の受発給文書の一覧表である。これによれば、祐信は正長二年（一四二九）六月を最後に活動が見られなくなり、翌月からは一族の五郎右衛門尉光貞が守護代として活動する（表－9・10）。その後、文安二年（一四五五）までには忠光が守護代の地位を継承した（表－11）。おそらく祐信の後継者であった忠光が幼少であったため、中継ぎとして光貞が活動をしていたのであろう。

【史料1】¹⁵⁾

(A) 能登国羽咋郡邑智庄之内中山^{三宅八郎右衛門尉跡}事、依有由緒、所充行天野彦次郎慶景之状如件、

応永廿八年十二月廿九日

^(畠山満慶)
沙弥(花押)

(B) 能登国羽咋郡邑智庄内中山^{三宅八郎右衛門尉跡}事、依有由緒、被充行天野彦次郎慶景者也、任今月廿九日御書下之旨、可沙汰付下地^{お状}如件、

応永廿八年十二月廿九日

^(遊佐)
祐信(花押)

池田主計入道殿

史料1 (A) は宛所を欠くが、守護畠山道祐(満慶)が羽咋郡邑智庄内中山(羽咋市)を被官の天野慶景に宛行ったものである。(B)では守護代遊佐祐信がこれを受けて小守護代の池田主計入道に下地の沙汰付を命じている。このように守護の命は、当事者宛ての守護書下と

No.	年	月日	発給	宛所	内容	上文言文	出典	所載
42	享祿4 (1531)	閏5月19日	(遊佐) 総光	衆徒御中	若山荘直郷の臨時課役を免除		法住寺文書	戦 8-260
43	享祿4 (1531)	閏5月19日	(遊佐) 総光	衆徒御中	田地の寄進		法住寺文書	戦 8-260
44	享祿4 (1531)	閏5月19日	(遊佐) 総光	住山寿心座元	田地の寄進		金峰寺文書	戦 8-260
45	天文1 (1532)	10月13日	(遊佐) 秀頼	—	若部保給米銭の安堵		永光寺文書	戦 8-328
46	天文8 (1539)	7月27日	(遊佐) 秀頼	大館(常興)人々御中	八朔礼の進上		木村文書	戦 10-190
47	天文14 (1545)	6月5日	(遊佐) 秀頼	栗棘庵まいる侍者御中	畠山植長他界のことにつき		栗棘庵文書	戦 12-15
48	—	12月20日	(遊佐) 秀倫	山村若狭守	義総の副状		別本歴代古案	戦 12-40
49	—	1月28日	(遊佐) 秀頼	大館左衛門佐(晴光)	塩引きを進上		大館記紙背文書	戦 12-41
50	—	5月22日	(大館晴光)	遊佐豊後守(秀頼)	青陽拝受の礼		大館記	戦 12-42
51	(天文19カ) (1550)	10月3日	総采/統好(温井)光宗/ 兼親/(遊佐)秀頼	永三・弥四郎	夫役の永代免除	仰せ出さる	松雲公採集遺編 類纂(四町村文書)	古 2330
52	天文20 (1551)	5月23日	(温井) 紹春/(長) 統運/(三宅) 総広/(平) 総知/(伊丹) 統堅/ (遊佐) 宗門/(遊佐) 統光	興臨院雑掌	鳳至郡諸岳村を寄進(畠山 恵祐袖印あり)	執達件の如し	東京大学文学部 所蔵文書	戦 13-95
53	天文20 (1551)	5月23日	(温井) 紹春/(長) 統運/(三宅) 総広/(平) 総知/(伊丹) 統堅/ (遊佐) 宗門/(遊佐) 統光	興臨院雑掌	鳳至郡諸岳村を寄進	執達件の如し	真珠庵文書	戦 13-96
54	天文20 (1551)	6月11日	(遊佐四郎右衛門尉) 統 光	徳禅寺	興臨院領を調えることを伝 達		真珠庵文書	戦 13-96
55	天文20 (1551)	7月25日	温井備中入道頼春/長九郎左衛門 尉統運/三宅筑前守総広/平加賀守 総知/伊丹宗右衛門尉統堅/遊佐信 濃入道宗門/遊佐美作守統光	栗棘庵	志津良荘公用銭を還付	執達件の如し	栗棘庵文書	戦 13-107
56	天文20 (1551)	12月17日	(本願寺証如)	遊佐美作守(統光)	音信に対する返状		証如上人書札案	戦 13-116
57	(天文21) (1552)	9月25日	光教(本願寺証如)	遊佐美作守(統光)	音信に対する返状		本光寺文書	戦 13-146
58	(天文21) (1552)	9月25日	(本願寺証如)	遊佐美作守(統光)	当年礼に対する返状		証如上人書札案	戦 13-146
59	(天文22カ) (1553)	4月23日	(本願寺証如)	遊佐美作守(統光)	音信に対する返状		証如上人書札案	戦 13-175
60	(天文23カ) (1554)	8月8日	遊信(遊佐信濃入道) 宗 円	松若州	西方寺とちか平横はま山手 について		妙厳寺文書	戦 13-310
61	(弘治1) (1555)	閏10月21日	(遊佐) 統光	禅経坊	越前における馳走の礼として 西方寺分等を宛行う		妙厳寺文書	戦 13-308
62	(弘治2カ) (1556)	2月23日	(遊佐) 統光	長尾弾正少弼(景虎) 御 宿所	義綱・恵祐書状の副状		上杉家文書	戦 14-32
63	(永祿3カ) (1560)	11月28日	(遊佐美作守) 統光	平井右兵衛尉(定武)	六角義賢に加賀国への使者 派遣を要請する		遊佐文書	戦 14-164
64	永祿5 (1562)	4月9日	遊佐次光(統光)	永光寺	若部・本江両村の百姓の他 の被官に属するを停止する		中興雜記	戦 14-241
65	永祿5 (1562)	4月9日	(遊佐) 美作守統光	永光寺	若部保の給米・年貢銭等を 寄進する		永光寺文書	戦 14-242
66	—	—	遊佐美作守統光	栗棘庵	不慮の出来につき		棘林志	戦 15-74
67	(永祿10カ) (1567)	9月11日	八安(八代安芸入道) 俊盛/長対 (長対馬守) 統運/遊美(遊佐美作 守) 統光	笠松但馬守	当知行・屋敷等を安堵し、 扇参を求める		松雲公採集遺編 類纂(笠松文書)	戦 15-109
68	—	4月19日	(遊佐美作守) 統光	栗棘庵	青銅拝領の礼		栗棘庵文書	戦 15-197
69	—	12月17日	(遊佐四郎右衛門尉) 綱 光	栗棘庵	扇拝領の礼		栗棘庵文書	戦 15-197
70	(元亀2) (1571)	3月20日	(上杉) 謙信	温井兵庫助(景隆)/長九郎左衛門 尉(綱運)/平新左衛門尉(秀 知)/遊佐孫太郎(綱光)	越中情勢を報告し、引き続 き協力を求める		岡田紅陽氏所蔵 文書	戦 15-251
71	(元亀3カ) (1572)	4月21日	(河田) 長親	遊佐美作守(統光)	上杉謙信の越中出馬延引を 報じる		温故足徴	戦 15-278
72	(元亀3カ) (1572)	9月5日	遊佐四郎右衛門尉盛光	河田豊前守(長親)	在陣を見舞い、具足を進上 する		河田文書	戦 16-21
73	(天正3) (1575)	12月15日	温井備中守景隆/長九郎左衛門尉 統運/平加賀守高知/三宅備後守長盛 /遊佐四郎右衛門盛光	河田豊前守(長親)	越中・加賀の情勢を伝える		歴代古案	戦 16-241
74	(天正3) (1575)	12月15日	温井備中守景隆/長九郎左衛門尉 統運/平加賀守高知/三宅備後守長盛 /遊佐四郎右衛門盛光	吉江喜四郎(資堅)	同上		謙信公御書集	戦 16-242
75	(天正4) (1576)	2月20日	温井備中守景隆/平加賀守高知/遊 佐四郎右衛門盛光/長九郎左衛門 尉統運	色部惣四郎/高橋下野守(朝信) /若井兵衛少/小倉伊勢守/五十 六野右衛門(景家)	上杉謙信に出馬を求める		歴代古案	戦 16-249
76	天正5 (1577)	10月25日	美作守(遊佐盛光カ)/ 備中守(鯉坂長美)	—	制札		上杉家文書	戦 16-356
77	(天正6カ) (1578)	2月8日	(上杉) 謙信	遊佐登松丸	改年の祝儀の礼		石川県立歴史博 物館所蔵文書	戦 16-395
78	(天正7) (1579)	3月26日	遊佐美作守盛光	吉江喜四郎(資堅)/三 条道如(信宗)	御館の乱終結を買す		佐藤明德氏所蔵 文書	戦 17-6
79	(天正8) (1580)	4月26日	(温井) 景隆/(三宅) 宗隆/(平) 秀知/(三宅) 長盛/(遊佐) 盛 光	諸橋六郷坊主衆中/百姓 中	馳走を命じる		諸橋稲荷神社文 書	戦 17-108
80	天正8 (1580)	4月26日	(温井) 景隆/(三宅) 宗隆/(平) 秀知/(三宅) 長盛/(遊佐) 盛 光	諸橋六郷諸百姓中/諸坊 主衆中	馳走すべく旨神妙につき年 貢三分一を五年用捨		諸橋稲荷神社文 書	戦 17-109
81	天正8 (1580)	6月5日	(温井) 景隆/(三宅) 宗隆/(平) 秀知/(三宅) 長盛/(遊佐) 盛 光	諸橋次郎兵衛	馳走抽んでるにつき千疋を 永代扶持する		諸橋稲荷神社文 書	戦 17-115
82	天正11 (1583)	3月15日	遊佐孫太郎景光	芝原五郎左衛門	盛光判形の筋目に任せ大吞 北庄の内の知行を約す	執達件の如し	温故足徴	古 1788

室：『加能史料 室町』 戦：『加能史料 戦国』 古：『増訂加能古文書』

表 能登遊佐氏受発給文書一覧

No.	年	月日	発給	宛所	内容	上文言言	出典	所載
1	応永 17 (1410)	8月晦日	沙弥(遊佐)祐信	—	禁制		中興雜記	室 1-281
2	応永 20 (1413)	3月23日	(遊佐)祐信	天野彦次郎(慶景)	地頭職の安堵	御判の旨に任せ	天野文書	室 1-323
3	応永 22 (1415)	3月28日	大乘寺現住	遊佐美作入道(祐信)	寺位に関する訴訟		中興雜記	室 1-402
4	応永 22 (1415)	4月5日	(畠山満慶)	遊佐美作入道(祐信)	寺位争いの裁定		中興雜記	室 1-405
5	応永 28 (1422)	12月19日	(遊佐)祐信	池田主計入道	三宅八郎右衛門尉跡の宛行	御書下の旨に任せ	天野文書	室 2-102
6	応永 33 (1427)	11月14日	(遊佐)祐信	池田主計入道	松田基秀寄進分の安堵	御下知かくのごとく	総持寺文書	室 2-211
7	正長 1 (1428)	12月29日	遊佐美作入道沙弥祐信	御奉行所	若山庄の年貢送進状		九条家文書	室 2-254
8	正長 2 (1429)	6月24日	遊佐美作入道沙弥祐信	御奉行所	若山庄の年貢送進状		九条家文書	室 2-289
9	正長 2 (1429)	7月29日	遊佐五郎右衛門尉光貞	御奉行所	若山庄の年貢送進状		九条家文書	室 2-292
10	永享 9 (1437)	10月11日	(遊佐)光貞	水室兵庫允	給分の預置	仰せ付けらる	弥郡文書	室 3-29
11	文安 2 (1445)	5月9日	(遊佐)忠光	南都修南院御雜掌	越中国阿努荘の年貢沙汰を約す		建内記	室 3-208
12	文安 2 (1445)	7月19日	(遊佐)忠光	池田中務丞/水室兵庫入道	泊次郎知行分を御料所と定める	仰せ付けらる	弥郡文書	室 3-173
13	文安 2 (1445)	8月4日	(遊佐)〔孫〕右衛門尉忠光	—	禁制		中興雜記	室 3-174
14	文安 3 (1446)	10月2日	(遊佐)忠光	水室兵庫入道	御料所の下地の渡付	執達件の如し	弥郡文書	室 3-196
15	文安 5 (1448)	1月6日	(九条満家)	遊佐美作守(忠光)	若山庄の年貢千疋を七条道場の時衆に渡すことを命ず		九条満家引付	室 3-240
16	享徳 2 (1453)	8月22日	(遊佐)忠光	水室兵庫入道	総持寺住持一代礼物について	御奉書の旨に任せ	総持寺文書	室 3-385
17	享徳 3 (1454)	12月29日	下総守(飯尾為数)・沙弥(飯尾貞運)	守護代(遊佐忠光)	邊乱の停止と所領の沙汰付		温故古文抄	室 3-405
18	享徳 4 (1455)	8月17日	(飯尾)為数・(飯尾)常恩	守護代(遊佐忠光)	菅原庄の沙汰付を命じる		北野社家記録	室 3-442
19	長祿 2 (1458)	4月27日	(畠山義忠)	遊佐美作守(忠光)	若山庄の地下交付	御施行の旨に任せ	賜齋文庫文書	室 4-68
20	長祿 2 (1458)	5月4日	(畠山義忠)	遊佐美作守(忠光)	菅原庄の沙汰付を命ず	御施行の旨に任せ	北野社家引付	室 4-67
21	文明 2 (1470)	5月4日	(遊佐)統秀	—	禁制		中興雜記	戦 1-100
22	文明 12 (1480)	9月8日	(遊佐)統秀	法住寺衆徒	田地の寄進		法住寺文書	戦 1-382
23	文明 16 (1484)	4月23日	(伊勢貞宗)	遊佐美作守(統秀)	観世大夫下向について扶助を命じる		諸状案文	戦 2-137
24	文明 16 (1484)	6月19日	(伊勢貞宗)	遊佐美作守(統秀)	町野荘還付の尽力を命ず		諸状案文	戦 2-142
25	長享 2 (1488)	4月14日	(松田)長秀/(清)元定	守護代(遊佐統秀カ)	菅原荘・湯河・四柳の直務支配の沙汰を命ず		北野社家引付	戦 2-388
26	—	9月20日	(畠山)義統	遊佐美作守(統秀)	石動山相論の成敗を命ず		京都大学総合博物館所蔵文書	戦 2-172
27	永正 6 (1509)	7月14日	(遊佐)統忠	洞谷山永光寺	若部保の給米・年貢銭等を寄進する		永光寺文書	戦 6-22
28	(永正 11) (1514)	12月8日	(遊佐孫右衛門尉)秀盛	飯尾近江守(貞運)御宿所	畠山義総の下向と土田荘公用について報じる		尊経閣古文書纂	戦 6-195
29	永正 12 (1515)	8月28日	(畠山)義総	遊佐孫右衛門尉(秀盛)	興徳寺建立につき寄進		龍門寺文書	戦 6-226
30	永正 12 (1515)	8月28日	(畠山)義総	遊佐孫右衛門尉(秀盛)	諸岡村の十三年間の寄進		総持寺文書	戦 6-226
31	永正 17 (1520)	3月	遊佐孫右衛門尉秀盛	永光寺	制札	仰せにより下知	永光寺文書	戦 7-48
32	(永正 17) (1520)	7月2日	(遊佐)秀盛	長尾弥四郎(房景)御陣所	義総書状の副状		上杉家文書	戦 7-67
33	(永正 17) (1520)	7月12日	平(長尾)房景	遊佐孫右衛門尉(秀盛)	義総書状への礼		上杉家文書	戦 7-67
34	(永正 17) (1520)	7月12日	(長尾)房景	遊佐孫右衛門尉(秀盛)	同上		上杉家文書	戦 7-67
35	(永正 18) (1521)	—	(遊佐)秀盛	—	能登・越中・越後三カ国の協力を定めた条々		上杉家文書	戦 7-110
36	—	9月28日	(遊佐)秀盛	教恩房	道場造営として毎年千疋寄進		長福寺文書	戦 7-112
37	(大永 4) (1524)	12月30日	(伊勢貞忠)	遊佐孫太郎(総光カ)	將軍への鷹・海鼠腸の進上を謝す		書札之御案文	戦 7-234
38	(大永 4) (1524)	12月30日	(伊勢貞忠)	遊佐孫太郎(総光カ)	海鼠腸の進上を謝す		書札之御案文	戦 7-234
39	(大永 5) (1525)	8月24日	(伊勢貞忠)	遊佐孫太郎(総光カ)	將軍への八朔礼の進上を謝す		書札之御案文	戦 7-292
40	(大永 5) (1525)	11月22日	(伊勢貞忠)	遊佐四郎右衛門尉(総光カ)	將軍への初海鼠腸進上を謝す		書札之御案文	戦 7-306
41	享祿 4 (1531)	閏5月5日	(遊佐)総光	住山寿心座元	金峰寺の田数目録に証判を加える		金峰寺文書	戦 8-258

小守護代宛ての守護代遵行状がセットで発給されることで伝達された。⁽¹⁶⁾ 両通の文面はほぼ同じであるが、(B)では下地の沙汰付を命じており、実務的なものであったことがわかる。その他、遊佐氏は莊園代官としての活動も見られる。遊佐祐信・光貞・忠光は九条家領珠洲郡若山莊(珠洲市)の実務を担っており、年貢を九条家に納入していた(表1759、15)。これは同莊が守護請となっていたことに関係し、戦国期には遊佐氏の領主的基盤となった。

【史料2】⁽¹⁷⁾

相国寺領櫛比庄内惣持寺住持一代礼物事、任御奉書之旨、可被存知之由候也、仍執達如件、

八月廿二日

忠光(遊佐)(花押)

氷室兵庫入道殿

史料2は遊佐忠光が一見守護の命を遵行した文書のようなのだが、「任御奉書之旨」とあり、当時畠山氏権力に奉行人制がないことや、守護代が直接幕府奉行人奉書を受けている事例があることから(表17)、これは幕府の命を受けたものと考えられる。すなわち、遊佐氏は守護を通さず、幕府奉行人奉書を直接請けて遵行することもあったのである。これは遊佐氏の在京と関係していると思われる、単なる守護の代行者ととどまらない活動も行っていたことがうかがえる。

その一事例として、文安三年(一四四五)に遊佐忠光が越中国射水郡阿努莊中村(氷見市)の代官に補任されたことが挙げられる。⁽¹⁸⁾ これは同莊が能登半島の南東部に位置することに関係するとの指摘もあるが、阿努莊中村の地頭職は幕府政所が実質的な運営にあたっていたことが知られており、忠光の代官補任にも政所の関与が想定される。能登国内で幕府の命を遵行する事例を含め、忠光は単なる守護被官の立

場にとどまらず、幕府の在地支配にも関わっていたのである。⁽¹⁹⁾

以上のように、遊佐氏は幕府や守護の命を受けて遵行状を発給した。祐信は池田主計入道に、光貞・忠光は氷室兵庫允(兵庫入道)に執行を命じたが、その下に郡代などは置かれず、池田・氷室が小守護代として現地における実務を担当した。また両氏はともに山城国・大和国宇智郡守護代時の小守護代の一族であることから、彼らは守護被官というよりは遊佐氏の被官であったと思われる、分国支配の実務は遊佐氏が担っていたと考えられる。

【史料3】⁽²⁰⁾

(前略)十月廿八日ニ符中(符以下同)へ罷出、表野太郎三郎おたのミ、かの

公事の様、始中修事候処ニ、⁽²¹⁾則池田かもんのすけ・片山三郎兵衛兩人江申入候、やかて霜月六日ニ遊佐殿披露候、やかて御聞わ

け候て、五井方へ召符つかわせられ候、その返事ハ兵庫觀築候とてついに⁽²²⁾出符不申候、同名小三郎と申候者出符させ、色々申候処ニ、遊佐殿よりハ、四角一方之大社の御下地、昔より代官として手を入さる在所を、悉皆落候事曲事にて候、何かもいらす⁽²³⁾御屋形様江注進可申候とて、極月十八日に、大宮申状に遊佐殿の御すいきよを御副候て御ちうしん候、則目安の案文これにあり、然間遊佐殿仰られ候子細者、⁽²⁴⁾両方よりの儀具ニ住進申候、され共年内者到来有間敷候間、年始の御神事たいてん候てハ、上らふの御ため不可然候、所詮注進到来の間、まつ神田の年貢大宮方へわたされ、年始の御神事なし申され候ハ、可然候由仰候て、兵庫方へ田中次郎四郎つかわれ候、やかて大宮同道候て罷下候、さ候間田中、兵庫方へ罷出、子細委申候へ共、猶承引不被申候間、田中罷上候、又大宮より人を上、遊佐殿へかの子細申候処ニ、遊佐殿御

返事二より、年始の御神事悉つとめ申候、^④就中御屋形様江注進、
 文明十年正月十日ニ符中へ則来候、彼神田おことく御神へ帰
 申候へと御奉書お遊佐殿より此方へ給候、其御奉書これにあり、
 又神保加賀殿よりも御奉書かさねて給候、これにあり、随而五井
 兵庫神慮の御罰かふり候事、(後略)

この史料は、珠洲郡高座宮(珠洲市)の神主大宮友永の置文を抜粋
 したものである。文明九年から一〇年(一四七七〜七八)にかけて守
 護被官で神領(方上保庶子分)代官であった五井兵庫頭による押領を
 めぐる相論の顛末を記したもので、能登における守護裁判の過程の詳
 細がうかがえる。^③府中の守護所にいた遊佐統秀(忠光の後継者)は友
 永の訴えを受け(傍線部①)、双方の陳述を聴いた後に在京していた守
 護畠山義統に推挙状を添えて注進し(傍線部②)、結果友永勝訴の裁定
 が下された。

守護の裁許を請けた遊佐統秀は、奉書を直接友永宛てに発給してお
 り(傍線部④)、守護の書下や小守護代の宛ての遵行状は見られない。
 これは遊佐氏の在国と関係していると思われ、守護代在国中の守護の
 命は守護代の奉書によって執行されるようになっていたことがうかが
 える。^②また遊佐統秀に訴状を披露した池田掃部助・片山三郎兵衛(傍
 線部①)については、東四柳史明氏は畠山氏の奉行人として見るが、
 この時期はまだ奉行人奉書が見られないことに加え、池田氏は小守護
 代の一族であり、片山氏は後に遊佐氏の被官として見られることから、
 いずれも遊佐氏の被官と見るべきだろう。つまり府中の守護所におけ
 る訴訟沙汰は、在国するようになった守護代遊佐氏とその被官が窓口
 となって京都の守護に上申され、守護の裁定内容を遊佐氏が奉書によっ
 て執行するという形で行われていたのである。

東四柳氏が述べるように、史料からは最終的な裁定権は守護にあっ
 たとはいえ、遊佐統秀は訴訟の受理や裁定内容だけでなく、年始の神
 事執行に便宜を図る(傍線部③)など在地に対しても相当の裁量を有
 していたことがうかがえる。他にも年末詳であるが、石動山における
 相論について義統が統秀に対し成敗を命じた書状があり(表-26)、
 これも高座宮の事例と同様に遊佐氏を取り次ぐ形で裁許が行われたも
 のであろう。この年に畠山義統が能登に下向した後は、裁判の事例は
 見られないが、当時はまだ後に訴訟の窓口となる奉行人制が見られな
 いことから、引き続き遊佐氏がその役割を担っていたものと推測され
 る。

(2) 畠山氏の在国統治下における遊佐氏

【史料4】^⑤

能州土田庄御公用銭事

合佰八拾七貫文者、国定

貳貫文

畠山義統
御屋形様御礼銭

壹貫文

遊佐
遊佐殿へ御礼

壹貫文

統秀
隠岐殿へ御礼

(中略)

明応式年八月十二日

野洲并小五郎

宣助

惣中御奉行所

史料は賀茂社領であった羽咋郡土田庄(羽咋郡志賀町)の明応二年
 (二四九三)分の算用状で、守護畠山義統と守護代遊佐統秀、そして同
 庄の代官であった隠岐統朝に礼銭が支払われている。文明一八年(一
 四八六)から永正元年(二五〇四)にかけて、遊佐氏はほぼ毎回畠山
 氏当主および一門の次に礼銭が支払われており、家中では畠山一族に

次ぐ地位にあったことがわかる。おそらくこの時期から見られるようになる家中の合議機関である「年寄衆」の筆頭格としても活動していたと考えられる。

【史料5】⁽²⁶⁾

○観世大夫下向之儀、被成奉書候、任被仰出之旨、勸進^(就之重)〇等之事、可有御下知候、依無力如此之間、毎事可然之様、別而〇被加御扶^(宜)助候^(事許要候)可然之由、可得御意候、
(文明十六年) 四月廿三日

遊佐美作守殿能州、

史料は幕府政所執事伊勢貞宗によると思われる文書案で、観世大夫(三郎之重)の北国下向にあたり、近江・越前・能登の大名に猿樂の勸進と扶助を命じたものである。近江・越前では守護格の六角氏と朝倉氏に宛てられているのに対し、能登では守護畠山統ではなく守護代遊佐統秀に宛てられていることが注目される。また同年に鳳至郡野野荘(輪島市)の還付について(表124)、長享二年(一四八八)には羽咋郡菅原荘(宝達志水町)等の直務支配の沙汰について(表125)、それぞれ幕府から命を受けている。

文明九年(一四七七)の畠山義統の下向直後は雑草として佐脇宗隆が幕府との交渉を行っていたが、宗隆は文明一三年までに在国しており、幕府との交渉はもっぱら遊佐氏に委ねられるようになったらしい。これは室町期以来、遊佐氏が幕府の在地支配にも関与していたことと関係すると思われる、守護の在国という事態に対し、能登支配の実務を担い大きな影響力を有していた遊佐氏を頼むことにより、確実に命令を執行させようとする幕府の意図があったものと考えられる。また西軍に属し、在国後も幕府に対して反抗的な態度を取っていた義統を牽

制する目的があった可能性も考えられるが、幕府と結びつく遊佐氏が畠山氏と対立するような動きは見られなかった。

明応六年に義統が死去すると、嫡男の義元が家督を継ぐが、同九年から弟の慶致との間で抗争がはじまった。遊佐統秀は重臣三宅氏と共に慶致を支持し、翌文龜元年(一五〇一)に義元は越後に追放され、慶致が当主の座についた。この抗争の背景には、明応二年の政変以来の將軍足利義澄・細川政元と北陸に滞在した足利義材の対立という政治情勢が関係していた可能性が指摘されている⁽²⁷⁾。すなわち明応八年に義尹(前年に義材から改名)は河内の畠山尚順らと協同して越前から上洛を敢行するが、敗れて同年末に周防大内氏の元に亡命した。これに乗じて北陸の親義材派の排除を目論む細川政元が義元を廃して慶致を守護にしようとしたというものである。これに関して、家臣団筆頭であり幕府とのつながりも有する遊佐氏の支持を得たことが慶致の勝因となったことは疑いないだろう。ただし、慶致の活動に比して遊佐氏の活動は土田荘の年貢算用状に見える以外に明確なものはなく、あくまで家臣団筆頭として活動していたものと考えられる。

2 畠山氏権力の変革と遊佐氏

(1) 能登永正の内乱

永正五年(一五〇八)に義元・慶致の和睦が成立し、義元が守護に再就任した。義元は上洛し、將軍足利義尹の下で幕政に参画した。ところが、永正十年九月頃から能登で大規模な内乱が勃発し、義元は下向を強いられた。戦乱は義元の下向によっても収束の気配が見られず、翌永正十一年末に在京していた次期当主の義総(慶致の子)が下向し、調停を図ったことでようやく収束に向かい、永正十二年三月頃に終結

した。この内乱は、守護が国内領主に動員をかけ、当時詰めの城であった七尾城にも戦乱が及ぶなど大規模なものであったが、史料に乏しくその原因については詳らかでない。しかし、当時の遊佐氏の置かれた立場と前当主慶致（家督讓渡後に出家して保寧院徳宗を名乗ったが、ここでは慶致に統一する）の動向を見れば推測が可能であると考ええる。

【史料7】³³⁾

能登国洞谷山永光寺領若部保御給米并雜年貢錢等之事、

合陸石七斗七升五合、料足五百文者、

右彼御給者、代々私領無相違所納之在所也、然間為養叟賢榮大禪定門、次者宗光禪定門頓証菩提、奉洞谷山永光寺江永代寄進也、

此上者、於子々孫々、不可有違乱妨者也、仍為後証狀如件、

永正六年^{己未}七月十四日

統忠^{（遊佐）}（花押）

洞谷山永光寺^參

この史料は永正六年に遊佐統忠が羽咋郡の禪刹永光寺（羽咋市）に対して給米と年貢錢を寄進したものである。若部保は永光寺領ではあるが、「御給」「代々私領無相違所納之在所」とあることから遊佐氏は保内に給田を有していたようで、その得分の一部を寄進したものである。永光寺への若部保給米錢の寄進は、康正二年（一四五六）に遊佐光が、のちの永禄五年（一五六二）に遊佐統光がそれぞれ行っており、遊佐氏の惣領が行うものであった。したがって、この統忠は遊佐氏の惣領であり、統秀の後継者であると考えられるが、右の史料以外の活動は確認できない。

その一方で、能登では永正七年に初めて奉行人奉書が発給される³⁴⁾。内容は鳳至郡志津良莊（輪島市）の年貢納入を約したもので、その奉者は京都の義元の側にあった加治直誠であった。同一〇年四月には、

神保元康が義元の判物に基づいて珠洲郡高勝寺（珠洲市）に諸役を免除している³⁵⁾。守護の在京にもかかわらず、いずれも守護代遊佐氏が介在している様子は見られない。

【史料6】³⁶⁾

菅原公用北野江社納之事、可為先規之由、先年被成奉書訖、其旨不可有相違之由、重而所被仰出也、毎年無如在松梅院之可渡付上使者也、仍執達如件、

永正十

六月五日

庄田藤左衛門尉殿

貞誠^{（加治）}
俊長^{（直方）}
三宅

これは羽咋郡菅原荘の公用錢の沙汰について、幕府の命を受けて発給されたもので、加治直誠と三宅俊長が奉者となっている。同荘に関する事案は従来遊佐氏の管轄であり、それが奉行人によって担われていることがうかがえる。

ここには分国支配を守護代遊佐氏に依存する従来の体制を克服し、さらに側近を奉行人とすることで当主の意思をよりストレートに反映させようとする義元の意図がうかがえる。こうしたドラステックな転換が可能であったのは、先代の守護代として活躍した遊佐統秀が死去していたことに加え、遊佐氏とともに慶致を支持していた重臣三宅氏を奉行人として取り込んだことがあったと考えられる。さらに義元が在京して幕政に参画していたことは、幕府との窓口担当という遊佐氏のアドバンテージを否定しやすかったであろう。

この時期の遊佐氏については統忠のほか、遊佐秀盛の存在が目される。秀盛とその子と思われる秀頼は遊佐氏の庶流（豊後守家）で、

永正の内乱中から義総期（一五二五～一五四五）にかけて活躍した。一方で嫡流の遊佐美作守家は義総期において権力内での活動があまり確認できなくなる（後述）。両者の関係については従来十分に検討されてこなかったが、この時期を境に遊佐氏が二家に分かれ、庶流が台頭したことは重要な意味を持つ。おそらく義元が嫡流の統忠に代わって庶流の秀盛を重用したものと恐れ、これが統忠の反発を招いたことは想像に難くないだろう。

もう一人の鍵となる畠山慶致は、当初兄の義元とともに在京していたが、永正七年九月に能登に下向した。帰国後も近衛家との贈答を行い、同九年には一宮社務職田還付の判物を発給しており、一定の存在感を見せていた。ところが、永正十年五月の近衛家との贈答を最後に、大永五年（一五二五）に死去するまで活動が全く見られなくなる。このような不自然な動向の理由は明らかではないが、最後の活動が確認できるのが永正一〇年五月という内乱発生直前であるという点に注目したい。

つまり、慶致が内乱に関与し、敗れたために失脚した可能性が想定できるのである。その根拠として、まず内乱が守護である義元の下向によっても収束の気配を見せず大規模なものとなった点が挙げられる。このことは国内に守護に対抗しうる勢力があったことをうかがわせる。それが前守護である慶致と遊佐統忠であるとすれば、義元の守護再就任に不満を持つ家臣を糾合することは容易であったはずである。次に義総が下向して内乱の調停にあたった点である。義総は次期当主という立場もあるが、何より慶致の実子であるということが重要であると考えられる。すなわち義総が実父と伯父の間の緩衝材としての役割を期待されたと見ることができるのではないか。

以上を踏まえ、能登永正の内乱は、守護畠山義元に冷遇された遊佐統忠が、国内に影響力のある前当主の畠山慶致を擁立して反乱を起したものであったと推定したい。その後の状況から見て、反乱の結果慶致は蟄居し、遊佐秀盛が惣領に就任したものと推測できる。実質的に慶致―統忠方の敗北であった。

（2）畠山義総期における遊佐氏の地位

前項で明らかにしたように、守護に再就任した畠山義元は、従来の守護代制から側近を中心とする奉行人制に転換して分国支配することを図った。しかし、永正の内乱は奉行人の構成に変化を及ぼした。内乱後は加治直誠や神保元康が署判する文書は見られなくなり、隠岐統朝と三宅俊長の連署奉書のみとなる。隠岐統朝は義統以来の老臣で義元派、三宅俊長は旧慶致派の重臣であった。この両者による連署は、義元派と旧慶致派の連立体制を体現したものと考えられており、当初の側近中心の奉行人制度とは性格を異にする「宿老連署制」と呼ぶべきものであった。これは両派の対立が原因の一つと見られる大規模な内乱後の不安定な体制を、それぞれの派閥の重鎮を分国支配の実務を担う奉行人にすることでバランス調整を図ったものと思われる。

【史料】⁸⁾

今朝以参申述候、本懐之至候、仍後藤兵部丞差上、具令披達候、第一長沢買得之事、御寄進之由領掌被申候、目出於兩人本望候、次山林之儀、無案内候条、以絵図可承候、取合て可申付旨候、無導光宗事者、被申子細候条、具以拝顔可申入候、時宜無御心元可思召候条、一筆啓達候、尚々早速落居、於兩人満足無比類由、可得其意候、恐惶頓首、

正月晦日

統朝^(三宅) (花押)
俊長^(三宅) (花押)

(宛所欠く)

史料は義元の菩提寺である興徳寺(輪島市)が買得地や山林(境界相論と思われる)について訴えたことなどを、隠岐・三宅の両奉行が畠山氏当主の意思を伝えたものである。ここから、奉行人が寺院の訴訟について、畠山氏当主との間を取り次いでいることがうかがえ、かつて遊佐氏が担っていた訴訟の窓口の役割は奉行人に継承されていることがわかる。

永正一二年(一五一五)一〇月義元が死去して義総が家督を相続した。義総は天文十四年(一五四二)に死去するまで約三〇年にわたって当主の座にあり、畠山氏の最盛期を築いたと言われる。東四柳氏は義総は両奉行制を廃止し、遊佐秀盛を守護代とする体制を復活させたとする⁽⁴³⁾。確かに秀盛が義総の意を受けたものが数通見られるが、永正一七年を最後に見られなくなる。そもそも義総期は分国支配に関する文書がほとんど確認できず、それをもって守護代制が復活したという確証はない。

むしろこの時期における遊佐氏の活動は外交面において顕著である。遊佐秀盛は永正一七年から翌年にかけての越中争乱における越後長尾氏との交渉や加賀・能登・越中の政治秩序の形成において活躍し、遊佐秀頼は天文年間に幕府や諸大名との取次として活動した。幕府との窓口としての遊佐氏の役割は継承されたようである。諸大名との外交取次はそれを派生させたものと思われ、遊佐氏は能登畠山家の対外的な顔として位置づけられたのである。

【史料9】⁽⁴⁴⁾

奉寄進下地之事

合老段者^{(在所并田、}
堀内田)

右依有志、若山庄内直之郷法住寺鎮守江、相副本証文、永代所寄進申也、可致專祈禱、於子々孫々不可有其煩者也、仍為後日寄進之状如件、

文明十式年^(庚子)九月八日統秀^(遊佐) (花押)

法住寺

衆徒御中

「総光^(表書) (花押)」

右の史料は文明一二年(一四八〇)に遊佐統秀^(遊佐)が珠洲郡若山荘の鎮守である法住寺に所領を寄進したもので、裏に遊佐総光が署判をしている。他にも総光は享祿四年(一五三一)に法住寺や金峰寺に対して判物を発給している(表一41、44)。大永三年(一五二三)から天文十四年の間に作成されたと考えられる「能登内浦村々給人注文」⁽⁴⁵⁾によれば、若山荘一带は「遊佐」の所領となっているが、これは右の史料から総光のことと思われる。これらの史料からは遊佐秀盛(惣領)が関与した様子が見られないことから、永正の内乱後も遊佐美作守家は、若山荘を中心とする代々の所領を安堵され、領主的基盤を固めていたのである。寄進状への裏判は、総光が遊佐氏の正統な後継者であることを示す行為であったと考えられる。

【史料10】⁽⁴⁶⁾

公方様為八朔御礼、御太刀一腰持、・鷲眼五千疋御進上之旨、致披露候訖、仍御返、御太刀一振助宗、・菜箸一桂漿、・御盆一枚堆紅、

・以御目録御拝領、尤珍重候、宜得御意候、恐々謹言、

（大永五年）
八月廿四日

遊佐孫太郎殿
（総光カ）

これは畠山義総が將軍足利義晴に対して八朔の礼を献上したことに對する政所執事伊勢貞忠の礼状である。同様の礼状が大永四年から五年にかけて発給されており（表―37〜40）、いずれも遊佐孫太郎（大永五年一月のもののみ遊佐四郎右衛門尉）宛である。孫太郎や四郎右衛門尉は、一六世紀半ば以降の美作守家当主である総光や盛光が名乗る仮名・官途であり、この人物は総光の先代であろう総光に比定できる。ここから大永年間に遊佐美作守家が幕府取次をつとめていたことがうかがえる。一方で遊佐氏惣領の地位にあったはずの遊佐秀盛は永正一八年を最後に活動が確認できなくなる。死去した可能性があり、そこに遊佐美作守家復権の契機があったのだろう。しかし、総光の活動は享祿四年（一五三二）閏五月を最後に見られなくなる。同年の加賀出兵で戦死した可能性があり、その子と思われる総光は偏諱と活動時期から当時は幼少であったと見られる。そのため惣領に就任したのが豊後守家の遊佐秀頼であった。

【史料11】⁽⁴⁸⁾

能州若部保洞谷山永光寺領、毎年御給米錢之沙汰在之、雖然康正
式年十一月廿五日（遊佐忠光カ）前美作守任寄附状旨、不可有相違者也、仍状如
件、

天文元年

十月十三日

秀頼（花押）

右の史料は天文元年（一五三二）に先述した永光寺領若部保の給米錢について、遊佐秀頼が「前美作守（遊佐忠光）」の寄附状に相違ないことを保障したものである。この寄附状は現在失われているが、内容

は遊佐統忠の寄附状（史料7）と同じと思われる、遊佐氏の得分の一部を寄附したものであろう。直近の統忠寄附状が挙げられていない理由は不明だが、少なくともこの時点で秀頼が遊佐氏惣領であることを示すものである。史料もおそらく遊佐氏惣領が総光から秀頼に交替にしたことにもなつて永光寺から安堵の要請があり、それに応えたものと考えられる。

以上のように永正の内乱を機に遊佐氏は庶流の豊後守家が台頭し、惣領の地位は豊後守家と美作守家と交替で継承した。これには遊佐氏惣領が早くに死去するなどの不安定化に加え、その強大化を抑えようとする守護畠山義総の意図が絡んでいたのだろう。

では、義総期の畠山氏権力内における遊佐氏の位置づけはどのようなものであったか。当時の畠山家中の構成員との比較から見えてきた。

神保総誠 神保氏は譜代家臣であるが、総誠は越中守護代家の出身とされており、実質的に新参の家臣である。京都の公家との交流のほか、本願寺との外交取次として活躍する。

温井孝宗・総貞 温井氏は鹿島郡温井（七尾市）を名字の地とする一族で、一五世紀前半から畠山被官として見られる。戦国期に能登有数の湊町輪島を本領とするようになり、東福寺栗棘庵領志津良莊（輪島市）の代官をつとめるなど奥能登を基盤とする有力領主に成長した。孝宗・総貞父子は京都の公家や禅僧と積極的に交流し、畠山氏の文芸活動を支えた。

三宅小三郎 譜代の重臣三宅氏の庶流で、三条西実隆から「守護懸目之者」⁽⁵⁰⁾と評された人物。「能登内浦村々給人注文」によれば、港町である鳳至郡宇出津（能登町）の領主。能登に滞在した冷泉為広が小

三郎の家で和歌を詠んだり、三条西実隆からその死去に際して「為國力落歟」と評されているなど、かなりの影響力を有した人物らしい。

飯川宗春 号は半隱齋。飯川氏は鹿島郡飯川（七尾市）を本貫とする国人で、南北朝期に能登守護であった吉見氏の守護代をつとめた一族。二代義忠の頃から活動が見え、幕府奉公衆として在京で活動する一族もいた。宗春の系譜は不明ながら、京都の公武に有したコネクションにより能登と京都の間で活躍した人物であった。

この他、伊丹・後藤といったこれまで見られなかった出自不明の家臣の活動が見られるようになる。また能登最大の国人で幕府奉公衆であった長氏も、重臣平氏の子息を養子として畠山氏に従属している。

文明一二年（一四八〇）以降たびたび府中の守護所を訪れた歌人招月庵正広の著した「松月記」にみえる畠山家臣が遊佐・三宅・平・佐脇といった河内守護時代以来の譜代が中心であったことと比較すると、畠山義総期には家臣団の多様化が進んだことがうかがえる。また譜代であってもこれまでにない新たな活動を見せるようになったり、庶流の台頭が見られるなど、旧来の権力内秩序が変化しつつあった。この時期に京都の公家や禅僧との交流にもなって展開した「畠山文化」において、頻繁に登場する他の家臣と比較すると遊佐氏の目立った活動は見出せない。むしろ文芸活動への不参加をもって遊佐氏の地位低下を示すものではないが、美作守家と豊後守家の二派に分かれたこともあり、家中で突出した存在ではなくなっていたことは確かであろう。以上、永正の内乱を機に二派に分かれ、守護代としての権限の一部が分有された遊佐氏は、対外的には諸勢力との取次役として活躍したものの、内部においては家臣団の多様化が進んだこともあり、その地位は相対化していった。

3 動乱期の能登における遊佐氏

（1）遊佐統光の台頭

天文一四年（一五四五）に畠山義総が死去し、嫡男義統が家督を継ぐと、能登は慢性的な動乱の時期に突入していく。義統は側近河野統秀を奉行人として重用したが、遊佐氏・三宅氏ら重臣の一族間抗争に対処できなかったこともあり、天文十九年に温井総貞・遊佐統光を大将とする「七頭」が義統を七尾城に攻める「七頭の乱」が起きる。乱は国内を二分するが、翌年二月に七尾城は落城し、義統派家臣の切腹、義統・七頭の落髪という和睦条件で終結した。七頭は七人衆として、温井紹春（総貞、入道して紹春を名乗る）・遊佐統光を筆頭とする合議制によって家中の主導権を握るようになった。その構成員は遊佐・温井・長・平といった国内の有力領主層が中心であり、七人衆の成立は家臣団秩序を大きく改編し、以後彼らが畠山氏権力を規定する契機となったことは旧稿で述べたところである。

さて、七頭の乱を主導した一人が当時権力中枢から離脱していた遊佐美作守家の統光であったことは注目される。秀頼が担っていた諸大名との外交取次の役割は統光に引き継がれ、以後豊後守家の活動はほとんど見られなくなる。七人衆成立後まもなく統光は、温井紹春と競うように本願寺との音信を行っており、当初から対抗関係にあったらしい。両者が対立した要因は、本来遊佐氏より家格が劣る温井氏の台頭に対する不満や、温井・遊佐それぞれに与する家臣どうしの派閥抗争などが考えられる。そうした中で天文二二年に統光は、秀頼をはじめとする遊佐一族、伊丹・平等の遊佐派の家臣と共に加賀に出奔し、畠山駿河息を擁立して反乱を起こした。加賀に退いた統光は外交取次

の権限を活用して六角氏や朝倉氏にも手を回し、加賀一向一揆・畠山本家から援軍を得て能登に攻め入るが、大槻・一宮合戦で大敗し越前に逃亡した。続光没落後、その所領を与えられたのは反乱に与さなかった一族の遊佐宗円（七人衆の一人）であった（表160）。しかし、再編された七人衆の筆頭となることも、本願寺から続光の後継者として扱われることもなく、まもなく活動が見られなくなる。

一方、越前に亡命した続光は旧領の有力真宗坊主である禅経坊（妙厳寺）からの援助を得ながら復帰の機会をうかがっていたが、天文二四年に帰参が許された。続光の没落によって権勢を振るっていた温井紹春が同年に死去し、復権を目指す畠山義統が温井氏に対抗しようとする中で、その外交手腕を期待されたのである。帰参後まもなく温井続宗（紹春の子）らが加賀に出走し、温井氏の乱が勃発する。続光は越後長尾氏との取次を担当し、援助を取り付けることに成功している。永祿二年（一五五九）年末の乱の収束後は主導権を握った畠山義綱（義統の子）が側近系奉行人を用いた親政を展開することになるが、続光は引き続き諸大名との外交取次として活動している。一方で分国支配は義綱の奉行人が中心となっており、関係の深い永光寺への文書発給（表164・165）以外に続光が関わった形跡は見られないが、おそらく同じく元七人衆の構成員であった長統連や飯川光誠らとともに年寄衆として権力の意思決定に参与していたものと思われる。しかし、次第に義綱や飯川光誠との間に軋轢を生じ、続光は永祿九年に長統連・八代俊盛と結託して義綱らを追放し、幼主義慶を擁立して実権を掌握する。

（2）畠山氏の滅亡と遊佐氏

続光は元龜二年（一五七二）までに年寄衆の地位を子の盛光（初名

綱光）に譲り、表立った活動はほとんど確認できなくなる。長統連も同様に子の綱連に年寄衆の地位を譲っている。これに平堯知、能登に復帰した温井景隆が加わり、畠山氏権力は四人衆による政治体制へとシフトするが、実際には遊佐続光と長統連が後見として主導する政治体制であったと見られる。彼らは互いに姻戚関係にあり、いずれも国内の有力領主であった。

盛光は続光の役割を引き継ぎ越後上杉氏との外交を担当したが、元龜年間以降は对上杉外交のウエイトが増したこともあり、他の四人衆構成員とともに連名でやりとりをすることが増える。また平堯知が上杉謙信から書状を受け取ることもあった。さらに天正三年（一五七五）に加賀南部まで勢力を伸ばしてきた織田氏との取次は長氏が担当しており、諸大名との外交取次は遊佐氏の独占ではなくなっていく。

天正四年（一五七六）年四月、上杉氏が本願寺・一向一揆と和睦し、織田氏との対決姿勢を明確にしたことを機に上杉氏の越中・能登進攻がはじまる。越中を攻略した上杉軍は同年十一月に能登に進攻し七尾城を包囲するが、翌年二月に謙信が関東に転戦したことで一時畠山氏側が盛り返す。しかし、同年七月に謙信が再出兵し、七尾城は再び包囲された。九月十五日に「遊佐美作守」（盛光）が上杉軍を城内に引き入れたことにより七尾城は陥落し、「根本人」である城内の長氏一族は討ち取られ、畠山氏は滅亡した。

盛光の寝返りの要因は、謙信が「年来以奏者之好」と述べるように、遊佐氏が長年上杉氏（長尾氏）との外交取次をつとめていたことがあったのであろうが、上杉氏の能登出兵は遊佐続光の死去が大きな影響を及ぼしていたものと考えられる。それを示すのが次に挙げる史料である。

【史料12】⁽⁸³⁾

態令啓入候、先以于今御在陣之由、御太儀令存候、将復越府より御出馬之儀如何、未相知候哉、今程御馬被出候者、御本意眼前之拙者式別而御先手仕、御馳走可申上候、此旨越江可被仰上候、恐々謹言、

二月廿日
(天正四年)

温井備中守

景隆

平賀賀守

高知

遊佐四郎左衛門〔尉〕

盛光

長九郎左衛門〔尉〕

綱連

色部惣四郎殿

齋藤下野守殿

岩井民部少殿

小倉伊勢守殿

五十公野右衛門殿

これは天正四年に比定される四人衆による連署状の写で、謙信の出兵を催促したものである。注目すべきは署判の順番で、それまで温井景隆と平堯知の間に署判していた長綱連が一番奥に署判するようになっていた。このことは四人衆内の地位の変化を示すものと考えられ、長氏の地位が遊佐氏を上回ったものと見られる。これはこの時期に遊佐統光が死去し、権力内における長氏の発言力が高まったためと推測される。このことは同年四月に上杉氏と織田氏が敵対するという状況に

おいて、長統連を筆頭とする親織田派が優勢となり、結果上杉氏の能登進攻を招いた可能性が想定できる。

畠山氏の滅亡後、盛光は七尾城代となった鯉坂長実とともに「能登国制札」を発給して能登支配に携わり、再び畠山旧臣の中で一步抜きん出ることになる。しかし、これも翌天正六年の謙信の死去と御館の乱の勃発によってまもなく終わりを告げる。温井景隆と弟の三宅長盛は織田氏に通じ、翌年には上杉方から離反して七尾城代の鯉坂を放逐している。この間の盛光は天正七年三月に御館の乱に勝利した上杉景勝宛に書状(表178)を送った以外その動向は判然としないが、天正八年に温井景隆・三宅長盛・平堯知と共に連署状を発給しており(表179~81)、他の畠山旧臣と行動を共にしたようである。

彼らは能登に攻め入ってきた長連龍(統連三男)と争いながら、同九年に織田氏への降伏が許され、七尾城は織田方の城代菅屋長頼に引き渡された。そしてまもなく「連々悪逆を依相構」って織田信長の命で遊佐盛光や弟伊丹孫三郎をはじめとする一族郎党が殺害され、温井・三宅兄弟も越後に逐電する。難を逃れた遊佐孫太郎景光(盛光嫡男)は、天正一年に能登国内で一通文書(表182)を発給しているが、前田氏による能登支配が確立したことで復帰の可能性は潰えた。こうして室町・戦国期を通じて能登支配の重鎮として活動してきた遊佐氏は没落した。

おわりに

能登守護代の遊佐氏は、山城国・大和国宇智郡の守護代を歴任した遊佐祐信が、能登畠山氏初代の満慶に守護代として抜擢されたことに始まる。その子孫は室町から戦国初期にかけて、幕府・守護両方の命

を受けて分国支配の実務を担った。文明一〇年（一四七八）の畠山義統在国後もそれは継続し、特に一五世紀末における義元・慶致兄弟の家督抗争は守護代遊佐統秀の支持が勝敗を決した。ところが、永正五年（一五〇八）に守護に復帰した義元が守護代制に替わって奉行人制を分国支配の根幹にしようと思図したことで大きな転機を迎える。それが永正一〇年に遊佐統忠が前当主慶致を擁立して反乱を起こした能登永正の内乱の勃発である。この内乱は激戦の末に統忠側の敗北に終わるが、畠山氏は遊佐氏を権力から排除することはなかった。旧領を安堵し対外的な立場と家格を残す一方で、分国支配の権限は奉行人に継承させ、嫡流の美作守家と庶流の豊後守家の両家を交替で惣領につけた。さらに家臣団の多様化によりその地位を相対化していったのである。

こうした状況を打ち破ろうとしたのが一六世紀半ばに台頭した遊佐統光であった。美作守家を継いだ統光は、天文二〇年（一五五一）に有力領主を中心とする畠山七人衆に加わり、権力の主導権を握ることで勢力挽回を図った。一度は温井氏との抗争に敗れて没落したものの、外交手腕を梃子に復権し、永禄九年（一五六六）には当主を追って再び家臣団筆頭まで昇りつめた。ところが、元龜・天正年間には政治体制の変化や長氏の台頭もあり、その影響力は後景に退いていく。特に統光の死去は遊佐氏の地位低下を招き、結果として天正四年（一五七六）の上杉氏の侵攻と翌年の畠山氏の滅亡をもたらした。統光の子の盛光は一時上杉氏の能登支配を代表するが、これも政治情勢の変化により頓挫し、主導権を取り戻せないまま、天正八年に能登に進出した織田氏によって肅清され没落した。

以上からは一貫して守護代・重臣として見られていた遊佐氏には大

きな画期が二つあったことがうかがえる。

まず第一の画期について。室町期から戦国初期の遊佐氏は守護代として幕府や守護の命を受けて能登支配の実務を担った。これは隣国越中の荘園代官に補任されていたことや将軍家の分裂が絡んだ家督抗争において重要な立場にあったことを含め、遊佐氏が室町幕府―守護体制の一部としての役割を果たしていたことを示す。ところが、一六世紀初頭に畠山義元が従来の守護代制に代わって奉行人制を支配の根幹に据えようとしたことで転機を迎える。遊佐氏は反乱（能登永正の内乱）を起こして敗れたがここに織内情勢は無関係であった。これは能登支配の面で遊佐氏（畠山氏も含め）が幕府―守護体制から外れつつあったことが要因ではないか。結果として、遊佐氏と幕府との関係は外交取次という形では残るものの、遊佐氏惣領の地位は庶流の遊佐豊後守家との交代継承となるなど、遊佐氏は完全に畠山氏の統制下に置かれることになる。さらに家臣団の多様化や新たな家臣の台頭もあり、遊佐氏の地位は相対化され、守護代ではなく一重臣としての立場に収まったのである。

第二の画期について。天文二〇年の七人衆成立以降、遊佐氏の畠山氏権力内における地位を保障したのは、守護代としての家格ではなく一五世紀後半以降に築いた領主的基盤（『経済力』）と外交取次の権限であった。しかし、これも絶対的なものではなく、基本的には激動する状況に柔軟に対応し、自らの力量によって重臣としての地位を維持したのである。これはこの時期に台頭した温井氏や長氏にも共通している。

このように同じ遊佐氏でも時期によってその立場は大きく異なっていたわけであるが、そこからうかがえることは、遊佐氏の画期は畠山氏権力の画期と軌を一にしていることである。室町から戦国前期（一

五世紀初頭～一六世紀初頭)、第一の画期を経た戦国中期(一六世紀前半)、第二の画期を経た戦国後期(一六世紀半ば以後)で、それぞれの構成員の性格や編成原理が異なっていた。特に戦国後期にはかなり大きな転換を遂げている。

一五世紀末までは守護代遊佐氏を筆頭として譜代家臣が中心であった。それが一六世紀前半になると、家臣団の出自や活動が多様化し、その中で長氏や温井氏のような国内に多くの所領を有する有力領主を取り込む動きが見られる。これは第一の画期において分国支配を刷新するにあたり、彼らの在地における基盤を利用する目的があったと考えられる。反乱を起こした遊佐美作守家の所領が維持されたのも同様の理由であったのではないか。とはいえ、これによってただちに有力領主が権力の中枢を占めたわけではなく、この段階での権力編成の主体は畠山氏当主にあったものと思われる。しかし、家臣団の多様化による室町期以来の秩序の相対化は、新たな秩序の形成をうながす可能性を秘めていた。

それが一気に進展したのが七人衆の成立であった。有力領主層が権力の主要な構成員となった結果、畠山氏権力は有力領主の一揆的な構造、すなわち彼らの利害調整を主要な課題とする権力への転換を迫られたのである。かかる権力構造は畠山氏当主や譜代家臣など旧来の立場による優位性を担保するものではなく、以後権力の主導権をめぐる抗争が展開していったのである。

以上、戦国期の畠山氏権力では、一六世紀前半の権力構造の変革により、幕府―守護体制を基調としていた室町期以来の権力秩序が相対化されるなかで、家臣団が多様化し有力領主層が分国支配に重要な役割を果たすようになる。そして一六世紀半ばには有力領主層を中心と

する新たな秩序形成の動きが見られるようになり、その主導権をめぐる畠山氏当主と家臣、あるいは家臣どうしの抗争が展開したのである。最初にも述べたように、川岡勉氏は分国支配の実権が在地に密着した勢力に分有されたとしても、守護家が維持されたことを重視する。

しかし、一六世紀半ば以降の畠山氏権力を担った家臣の性格は室町期とは全く異質なものであり、家臣たちが畠山氏当主を戴くという家構造が維持されたとしても、それを同じ権力とはみなすことはできないだろう。遊佐氏が最後まで重臣としての地位を保ったのも、譜代の宿老で守護代であったからではなく、有力領主としての属性を有していたからに他ならない。権力編成という点においては、戦国期と室町期には大きな断絶があったのである。

一方で、戦国期の状況に応じた守護権力の自己変革が、室町期の秩序の解体を加速し、新たな秩序の形成の端緒となった点は重視されるべきだろう。全国的にも守護権力の分国支配に重要な役割を果たすようになった有力領主層が台頭し、ついには守護を中心としない新たな地域権力成立の可能性をもたらしたのではないだろうか。そして、その過程の中に守護家が衰退する要因があったと考えられるが、本稿では十分論じきれなかった。その点については今後の課題としたい。

【註】

- (1) 市村高男「地域的統一権力の構想」(『岩波講座 日本歴史 第九巻 中世4』(岩波書店、二〇一五年))。
- (2) 川岡勉「守護権力の変質と戦国期社会」(川岡『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館、二〇〇三年。初出一九九九年))。
- (3) 「戦国大名権力の成立過程―扇谷上杉氏を中心に―」(黒田基樹『中近世

- 移行期の大名権力と村落」、校倉書房、二〇〇三年。
- (4) 川岡勉「室町幕府―守護体制の変質と地域権力」(前掲註2 川岡書、初出二〇〇一年)。
- (5) 「戦国期甲斐国の権力構造」(『日本史研究』二〇一号、一九七九年)。
- (6) 長谷川博史「戦国大名尼子氏の研究」(吉川弘文館、二〇〇〇年)、丸島和洋「戦国大名武田氏の権力構造」(思文閣出版、二〇一一年)など。
- (7) 川岡前掲註2・註4論文。具体的な事例として、河内畠山氏では小谷利明氏(『畿内戦国期守護と地域社会』(清文堂出版、二〇〇三年)、近江六角氏では新谷和之氏(『戦国期六角市権力と地域社会』(思文閣出版、二〇一七年)の研究に詳しい。甲斐武田氏でも丸島和洋氏(前掲註6書)が、権力構造の変化から室町期の守護権力の継承でないことを述べている。
- (8) 川岡勉「河内国守護畠山氏における守護代と奉行人」(前掲註2 川岡書、初出一九九七年)。
- (9) 矢田俊文「戦国期守護家・守護代家奉書と署判者」(矢田俊文編『戦国期の権力と文書』(高志書院、二〇〇四年))。矢田氏によると「戦国領主」とは、室町期の国人領主が郡規模に発展し、自らの家中を持ち、判物を発給する領主であるという。同様の形態の領主について「国衆」とも呼ぶ研究もあるが、近年はこのような領主の形態は多様であることが明らかにされており、一括りにはできないと考える。よって本稿ではあえて有力領主と呼ぶこととする。
- (10) 前掲註2 川岡論文。
- (11) 本稿では特に断りのない限り、基本的な事実関係は『新修七尾市史14 通史編I』(二〇一一年)に拠る。
- (12) 川名俊「戦国期における守護権力の展開と家臣―能登畠山氏を事例に―」(『ヒストリア』二四八号、二〇一五年)。
- (13) 『国史大辞典14』「遊佐氏」の項(熱田公氏執筆)。
- (14) 東四柳史明「能登畠山氏の成立をめぐって」(『加能史料』会報、第二三号、二〇〇二年)。
- (15) 「天野文書」(『加能史料 室町二』、一〇二頁)。以下、『加能史料』は室町編を「加室」、戦国編を「加戦」と略す。
- (16) ただし、これ以前の応永二〇年には遊佐祐信が直接天野慶景に文書を発給する事例もあった(表2)。その理由は不明であるが、後述のように遊佐氏の在国が関係している可能性がある。
- (17) 「惣持寺文書」(『加室三』、三八五頁)。
- (18) 「建内記」文安四年九月十二日条など。
- (19) 註11前掲書。
- (20) 『水見市史3 資料編一 古代・中世・近世(一)』二〇八頁解説。
- (21) これについては、近年川口成人氏が、大名被官が室町殿を中心とする権力構造・社会編成に規定され、「室町領主社会」を存立させていたことを指摘しており(『大名被官と室町期社会』(『ヒストリア』二七一号、二〇一八年)、遊佐氏もその事例の一つとして挙げられている)。
- (22) 「須須神社文書」(『加戦一』二九八頁)。
- (23) この史料は、東四柳史明氏が「中世後期地方神社の神主と相論―文明十年能登国高座宮神主置文をめぐって―」(橋本政宣・山本信吉編『神主と神人の社会史』(思文閣出版、一九九八年))の中で詳細を検討しており、以下この史料に関する同氏の見解については同論文に依拠する。
- (24) なお遊佐統秀以外に神保加賀守の奉書が発給されているが、東四柳史明氏は神保加賀守が新しい代官に就任したことにともなうものではないかとしており、妥当な指摘であろう。
- (25) 「賀茂別雷神神社文書」(『加戦四』五五頁)。
- (26) 「諸状案文」(『加戦二』、一三七頁)。
- (27) 「晴富宿禰記」文明十年九月二日条など。
- (28) 「歌合」文明十三年三月十八日(『加戦一』四〇九頁)。
- (29) 寺社本所領の去渡し拒否(『晴富宿禰記』文明一〇年九月二日条)や足利義政の東山山荘の勤仕役の命に応じない(『蔭涼軒日録』延徳元年一

- 月四日条) など。
- (30) 東四柳史明「能登畠山氏家督についての再検討」〔『国史学』一二二、一九八四年〕。
- (31) 「永光寺文書」〔『加戦六』、一二二頁〕。
- (32) 後述するようにこの遊佐忠光の寄進状は現存せず、後掲史料11の遊佐秀頼の寄進状の中の文言にのみ見えるものである。
- (33) 「永光寺文書」〔『加戦一四』、二四二頁〕。
- (34) 「棘林志」〔『加戦六』四八頁〕。
- (35) 「須須神社文書」〔『加戦六』一四五頁〕。
- (36) 『北野社家引付』永正十年十二月十二日条〔『加戦六』一五五頁〕。
- (37) 遊佐秀盛の官途「孫右衛門尉」は元々遊佐氏嫡流が名乗るものであり、これには秀盛を遊佐氏惣領に据えようとする義元の意図があった可能性も考えられる。しかし、結局秀盛と後継者の秀頼は「美作守」の受領名を名乗ることはなく、別家として成立することになる。
- (38) 「後法成寺関白記」永正七年九月十二日条。
- (39) 「汲古合編」〔『加戦六』一三〇頁〕。
- (40) 「後法成寺関白記」永正十年五月十二日条。
- (41) 東四柳史明「戦国の動乱と羽咋」〔『羽咋市史 中世・社寺編』第二章、一九七五年〕。
- (42) 「龍門寺文書」〔『加戦六』二〇四頁〕。
- (43) 東四柳史明「畠山義総考―戦国中期能登畠山氏の政治的性格―(上)」〔『北陸史学』三〇号、一九八一年〕
- (44) 「法住寺文書」〔『加戦一』三八二頁〕。
- (45) 「諸橋稲荷神社文書」〔『加戦一三』一二〇頁。なお本史料は拙稿「戦国期能登における領主の所領形態について―「能登内浦村々給人注文写」の分析から―」〔『市大日本史』一九号。大阪市立大学学術機関リポジットにて閲覧可能〕において検討しており、参照されたい。〕
- (46) 「書札之御案文」〔『加戦七』二九二頁〕。
- (47) 「賀越闘諍記」〔『加戦八』二七七頁〕には、享祿四年八月の加賀出兵で一族の畠山大隅・温井・神保・遊佐などの重臣が尽く戦死したとの記述がある。同時代史料でも温井孝宗が戦死したことが確認できる。遊佐総光の活動時期も総光が戦死したことの証左となろう。
- (48) 「永光寺文書」〔『加戦八』三三八頁〕。
- (49) 久保尚文『越中中世史の研究』(桂書房、一九八三年)。
- (50) 「実隆公記」大永五年六月十三日条。
- (51) 「為広能州下向日記」永正十四年十一月廿一日条。
- (52) 「実隆公記」大永八年八月一四日条。
- (53) 長氏が畠山氏に従属したことは、長統連が畠山義統の偏諱を受けていることからうかがえるが、「長氏系図」などでは統連の実父は平加賀守信光なる人物で、統連は長英連の婿養子となったと伝えられている。この信光は平加賀守総知に比定できそうである。輪島俊二氏も時宗の過去帳等から統連の実父が平氏であることを裏付けている(『奥能登の研究』(平凡社、一九九七年))。
- (54) 前掲註12川名論文。なお、旧稿では七頭が「国務」委譲を義統に求めたとしたが、これは参照した史料集の翻刻ミスによるものであり、実際は志津良荘の「直務」を指すものであった。したがって、七人衆が「国務」を委譲されたという見解は成り立たなくなった。改めて訂正したい。七頭の乱の原因については、七人衆の中心的な構成員が有力領主であったということから、当時の畠山氏権力が領主に関わる問題(おそらくは所領をめぐる抗争)を抱えており、当主畠山義統がこれに上手く対処できなかったことにあると推測したい。
- (55) 秀頼の後継者と見られる孫右衛門尉は、永祿九年に追放された義綱の再入国戦に従っていたことが知られる(永祿一年五月六日付「畠山義綱書状」〔『加戦一五』一三六頁〕)。
- (56) 川名俊「戦国期能登畠山氏と本願寺・一向一揆」〔『地方史研究』四〇二号、二〇一九年〕。

(57) 越後長尾氏・近江六角氏のほか、足利義秋の上洛協力要請への返事をした義綱書状にも「遊佐美作守可申候」とあり、統光の副状が出されていることがうかがえる（永禄九年カ）七月十六日付「畠山義綱書状写」（本多氏古文書等）、『加戦一五』五八頁）。

(58) 前掲註12川名論文。

(59) 「慶應義塾大学所蔵文書（反町文書）」（『加戦一六』二九頁）。

(60) ここで上杉軍を引き入れたという「遊佐美作守」は通説では統光とされてきた。しかし、近年刊行された『加能史料 戦国一六』では盛光に比定している。これについては特に根拠が示されていないが、この美作守を統光とすると、七尾落城について記した謙信の書状の中で長統連・綱連、温井景隆、平堯知、三宅長盛という当時の七尾城内における主要人物の名前も挙がっているにも関わらず、年寄衆の一人であったはずの盛光の名前が見られないことになる。これは別の謙信書状の写や同年に上杉分国の主だった家臣や国衆を記した「名字尽」の中でも同様であり、明らかに不自然である。したがって、遊佐統光は上杉氏の能登侵攻時には死去しており、七尾落城時に上杉軍の手引きをした「遊佐美作守」を盛光とする比定は妥当であろう。

(61) 「上杉謙信書状」（信玄公宝物館所蔵文書）（『加戦一六』三三四頁）。

(62) 「上杉謙信書状写」（歴代古案）巻一（『加戦一六』三三八頁）。

(63) 「歴代古案」巻一（『加戦一六』二四九頁）。

(64) 「上杉家文書」（『加戦一六』三五六頁）。

(65) 「信長記」天正九年六月二十七日条。なおここで殺害された「遊佐美作守」も遊佐統光とするのが通説だが、前述したように盛光である。

（石川県金沢城調査研究所）